

浜松市審査請求に係る標準審理期間を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条に規定に基づき審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審理期間」という。）について必要な事項を定める。

(標準審理期間)

第2条 市長が審査庁となるべき行政庁である場合の標準審理期間は、別記のとおりとする。

(標準審理期間を公にする方法)

第3条 前条に規定する標準審理期間は、審査庁の事務を処理する課に備え置くとともに、浜松市ホームページに掲載する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後3年を経過した場合においては、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて標準審理期間の見直しを行うものとする。

別記（第2条関係）

市長が審査庁となるべき行政庁である場合の標準審理期間

審査請求の対象	標準審理期間（注1）		
	審理員を指名する場合		審理員を指名しない 場合
	行政不服審査法第43条第1項の規定により浜松市行政不服審査会へ諮問する場合	浜松市行政不服審査会へ諮問しない場合	
浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）及び浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）の規定に基づく処分及びその不作為			5月 （注4）
その他の処分及びその不作為	6月 （注2）	4月 （注3）	

注

- 1 標準審理期間には、審査請求人又は参加人の審理手続の申立ての有無その他審査庁となるべき行政庁の責めに属さない事情によって審理に要する期間が変動する場合における当該変動の期間は含まれない。
- 2 この期間には、審査請求人、参加人又は審査庁の調査審議手続の申立ての有無その他浜松市行政不服審査会の責めに属さない事情によって同審査会の調査審議に要する期間が変動する場合における当該変動の期間は含まれない。
- 3 この期間には、行政不服審査法第43条第1項第2号に規定する議会等の議を経て裁決をする場合又は同項第3号に規定する審議会等の議を経て裁決をする場合における当該議を経るまでに要する期間は含まれない。
- 4 この期間は、浜松市情報公開・個人情報保護委員会へ諮問する場合の標準審理期間である。なお、この期間には、審査請求人又は参加人の調査審議手続の申立ての有無その他同委員会の責めに属さない事情によって同委員会の調査審議に要する期間が変動する場合における当該変動の期間は含まれない。